

2019年4月9日

保護者の皆様へ

早稲田中学校・高等学校
学校長 瀧澤 武信

学校感染症「登校許可証明書」に関する変更について

日頃より、本校の教育活動および保健活動にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症（以下、学校感染症）」には、出席停止の期間が定められています（裏面および生徒手帳参照）。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間となります（出席停止により休んだ期間は欠席扱いになりません）。

これまで、学校感染症に罹患した場合、再登校する際に、すべて医師による「登校許可証明書」を提出することとしていました。しかし、インフルエンザの場合、その大半が流行期にあたるため、医療機関が外来患者で混雑しており、症状が軽快してから「登校許可証明書」を取得するためだけに外来受診することは、医療機関の混雑を助長したり、新たに感染症に感染するリスクがあるなど、医療機関側からのご意見があります。

つきましては、医療機関側と患者側の双方の負担軽減という観点から、今年度よりインフルエンザの場合に限り、医師による証明書は診断時の「罹患証明書」のみとして、「登校許可証明書」は不要といたします。再登校の際には、保護者の「登校許可願」で対処しますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

したがって、これまで提出していただいていた「学校感染症罹患報告書および登校許可証明書」の用紙は廃止し、次の通りに変更いたしますのでご承知おきください。

▶ インフルエンザに罹患した場合

【インフルエンザ用】「罹患証明書（医師記入）／登校許可願（保護者記入）」を使用 ※1

- 注意点 ①インフルエンザ様の症状で医療機関を受診する際には必ず本用紙を持参して、診断を受けたら医師に用紙の**上枠部分**の罹患証明書を記入していただください。
- ②保護者の皆さまには、表面の**下枠部分**を記入していただきますが、用紙裏面の「インフルエンザ出席停止期間の数え方」の表を参考にして月／日を記入し、出席停止期間を遵守してください。

▶ インフルエンザ以外の学校感染症に罹患した場合

【インフルエンザを除く学校感染症用】「罹患および登校許可証明書（医師記入）」を使用 ※2

- 注意点 ①再登校の判断は、保護者の届けではなく、必ず医師の記入による証明書を提出してください。

以上、よろしくお願い申し上げます。※1※2の証明書等については、ホームページにも掲載します。